

# CO-BO 発達障害のある人の就労という社会問題の構造（仮説）

## 何が起きているのか

- 発達障害の特性ゆえに、就職活動がうまくいかない
- 就職できたとしても、障害のある人の賃金は低い
- 就労先で苦労することが多く、休職や退職、転職を繰り返した結果、二次障害の発生を招いてしまう

## なぜそれが起きているのか

### 直接的な原因



#### 発達障害の人を受け入れている職場が少ない

- ・学校現場で発達障害のある子どもの割合が6.5%という調査結果がある一方で、企業の障害者の法定雇用率は2.0%。発達障害のある人の働ける職場が足りない



#### 就活時に「コミュニケーション能力」が重視されすぎる

- ・日本企業は、職種や雇用形態に関係なく高いコミュニケーションスキルが求める傾向が強く、他者とのコミュニケーションをとることが苦手な人は、それだけで不利な状況



#### 発達障害のある人が働くことに対する理解不足や偏見がある

- ・仕事ぶりに関係なく、「一般の人より賃金が低くて当たり前」という偏見がある
- ・「障害」という言葉が独り歩きして、職場で差別的な目で見られる



#### 日本のビジネス慣習や評価基準

- ・指示を明確に示した「タスク型指示」ではなく、都度相談や確認が必要な「ミッション型指示」が多い
- ・仕事の直接的な成果ではないことも、評価の対象になることがある（例：普段の整理整頓、労働時間など）
- ・空気を読んだり、仕事に関係ないことでも協調性を強いられることが多い

### 原因を生む背景

#### 企業/職場

##### 障害者もふくめた多様性を、企業が受け入れきれていない

- ・法的制限などもあり、雇用時間などでの柔軟な受け入れ態勢に限界がある
- ・発達障害のある人の雇用経験がなく、過度の警戒や心配をしてしまっている
- ・発達障害の特性を踏まえた配慮や支援をできている企業は少ない

#### 社会

##### 発達障害のある人は、障害者支援制度のはざまに落ちてしまうことがある

- ・発達障害に対応できる相談・支援機関が少ない
- ・発達障害に関するアセスメント機関、教育機関、就労時の支援機関の連携が不十分で、継続支援を受けづらいことがある

##### 世の中の多くのしきみが「健常者」を想定して作られている

- ・健常者を基準にして多くのルールやしきみが定められており、それに適応できない人は「落ちこぼれ」になってしまふ
- ・社会全体の「合理的配慮」への理解が乏しい
- ・「できて当たり前」のことが多い世の中になってきている

##### 障害者が直面する問題を「社会の問題」ではなく「個人の問題」としている

- ・障害のある人が問題なのではなく、障害のある人が暮らす社会や、個人を取り巻く環境の方に問題があるという捉え方が、社会に浸透していない

## なぜそれが問題なのか

### 社会から孤立する

学校を卒業しても就労の場がなければ、家庭に引きこもりがちになり、社会から孤立してしまう。就労は社会との関わりを作る、有効な手段である

### 自立したいのにできない

経済的自立がなければ、自立した社会生活を送れず、人生の選択肢が狭まってしまう。自立できない人が増えれば、社会コストの増加にもつながる

### 就労による自己実現の機会を奪われる

就労の目的は金銭を得ること以外にもある。働くことによる自己実現の機会は、障害の有無にかかわらず保護される必要がある

## 他の社会問題との関係・つながり

### 貧困、ひきこもり、ニートなど

## 現時点での取り組み

#### 行政

- ・芽室町で実施されている農福連携事例「プロジェクトめむろ」のような、行政が率先して障害者の就労支援や賃金面などでの状況改善に取り組む事例
- ・発達障害が障害者福祉の対象となることが明示されるなど、段階的に進む法整備

#### 企業

- ・発達障害のある人の特性を「強み」とみなし、事業の付加価値を高めたり利益を上げたりすることができている企業もある（例：農福連携の取組み）
- ・ショートタイムワークなどの試験運用で、障害のある人がより働きやすい職場を模索する試みが始まっている（例：ソフトバンクグループ、川崎市、神戸市などでの「IDEAモデル」への参加）

#### 社会

- ・就労移行支援サービスや大学での就労支援など、サポートが広がっている

## 今見えてきていること

- ・発達障害の人に特化した「就労移行支援」を行う法人もあり、発達障害の人の職業訓練ノウハウが蓄積されてきた
  - ・今後精神障害者も法定雇用率に算定されるようになることもあり、企業側も発達障害のある人の雇用に取り組み始めている
- ※2010年に改正された障害者自立支援法で、発達障害は精神障害に含まれることが明示された
- ・法律でも障害のある人への「合理的配慮」の必要性が明示され、今後人々の意識が「合理的配慮をしなければならない」と変わっていくことが期待される
  - ・障害のある人も含め、多様性を受容している地域や組織は、障害のない人にとっても働きやすい場になるという声があがっている



## 考えてみよう

- 仮説で描かれた「社会問題の構造」について、あなたが気になった部分はどこですか？それはなぜですか？
- 気になったことに対して、あなた自身ができそうなことはありますか？